

# 青森県報

第二千二百二十六号

平成十五年  
九月十六日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定	(健康医療課)	一
保安林の指定予定	(林政課)	一
保安林の指定解除予定	(同)	二
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工 事の施行	(都市計画課)	二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(経理課)	二
証紙売りさばき人の指定	(同)	二

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(経理課)	三
右	(同)	三
右	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(弘前県土 整備事務所)	四
右	(同)	五
右	(八戸県土 整備事務所)	五
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(十和田県土 整備事務所)	六
右	(同)	六

## 告 示

青森県告示第五百九十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
青森保健生活協同組合堤診療所	青森市茶屋町一の一	平成二五・八・二六

青森県告示第五百九十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字長峰字前田ノ沢一五の六

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡田子町大字関字南来満山一番の一・二(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百九十六号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定により次のとおり公共下水道の終末処理場の設置に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第八条第一項前段の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

新郷村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢森ノ下三

三 工事の内容

土木工事、機械設備工事及び電気設備工事

四 工事の開始の日

平成十五年九月十九日

青森県告示第五百九十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年八月二十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字田面木字田面木平五四の五九七

山田 信雄

青森県告示第五百九十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市南白山台二丁目一の一九

ぐつと有限公司

二 指定年月日

平成十五年九月十六日  
三 売りさばき場所  
八戸市南白山台二丁目六の一七

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
ロータリー除雪車（一・三メートル級） 三台
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十五年八月二十七日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
東北建設機械販売株式会社  
宮城県仙台市宮城野区南目館二〇の一五
- 七 契約金額  
三千六百六十九万七千五百円
- 八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。  
九 入札の公告を行った日  
平成十五年七月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 三台
- 二 調達方法  
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十五年八月二十七日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
東北建設機械販売株式会社  
宮城県仙台市宮城野区南目館二〇の一五
- 七 契約金額  
六千三百万円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し

た者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年七月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪ドーザ（十三トン級 車輪式） 二台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十五年八月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

北日本ティーシーエム・イワフジ株式会社

秋田県秋田市寺内字神屋敷二九五の六一

七 契約金額

二千四百九十五万四千三百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年七月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級 自走式） 十台

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十五年八月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

北日本ティーシーエム・イワフジ株式会社

秋田県秋田市寺内字神屋敷二九五の六一

七 契約金額

一億二千七百三十万二千元

八 契約の相手方を決定した手続

交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年七月九日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大信建設

二 氏名 三浦 信子

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字長峰字下川原九の三一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第二〇〇二二二号

五 取消年月日 平成十五年九月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年八月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 下山住建

二 氏名 下山 博昭

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡尾上町大字高木字原田五八の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一六九一八号

五 取消年月日 平成十五年九月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年九月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 栄建設

二 氏名 檀割 栄子

三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目一の一〇五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一七六三〇号

五 取消年月日 平成十五年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年八月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山形建設

二 代表者の氏名 川守田 崇彰

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一〇の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第四一九号

五 取消年月日 平成十五年九月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤産業有限公司

二 代表者の氏名 工藤 謹一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡福地村大字坵渡字下外窪二二の三二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一二二二九号

五 取消年月日 平成十五年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年八月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社上成建設

二 代表者の氏名 小又 勝雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡天間林村大字天間館字森ヶ沢一八七の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第五〇〇八二号

五 取消年月日 平成十五年八月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実  
平成十五年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大建興業

二 代表者の氏名 小守 努

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字道の下一二二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一六三六八号

五 取消年月日 平成十五年八月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実  
平成十五年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森 森 県	(印刷所・販売人) 青森市古川二丁目一七番五号 東興印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	
定価小口一枚二付十五円一銭	